

## 2026年度 早稲田大学大学院教育学研究科

## 高度教職実践専攻入学試験

(特別選考入試 (前期日程) : 小論文)

**問題用紙****注意事項**

1. 問題冊子および解答用紙は、試験開始の指示があるまで開かないこと。
2. 問題は、2～3ページに記載されている。試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせること。
3. 受験番号および氏名は、試験が開始されてから、解答用紙の所定欄に正確に記入すること。  
なお、解答用紙が複数枚ある場合には、それぞれの所定欄に正確に記入すること。  
受験番号は以下の例のとおり、数字で記入すること。

(例) 11001 番 ⇒

|   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|
| 万 | 千 | 百 | 十 | 一 |
| 1 | 1 | 0 | 0 | 1 |

4. 解答はすべて解答用紙の所定欄にHBの黒鉛筆またはHBのシャープペンシルで記入すること。
5. 試験終了の指示が出たら、すぐに解答を止め、筆記具を置くこと。終了の指示に従わずに解答を続けた場合は、答案の全てを無効とするので注意すること。
6. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ること。
7. いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出すること。

**小論文注意**

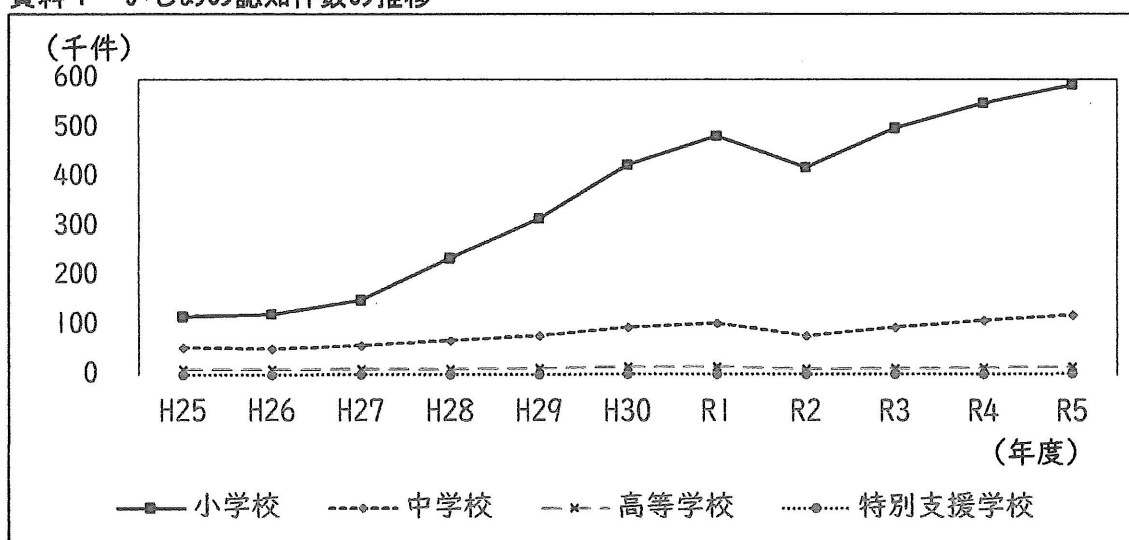
1. 解答は横書きとし、楷書で左から右へ書くこと。
2. 句読点、記号等、および改行のために生じる余白もすべて字数に含む。また、解答用紙の字数を超えて解答してはいけない。
3. 本文中に自分の氏名を書かないこと。
4. 小論文解答用紙は汚したり、折りまげたり、破ったりしないこと。
5. 下書きは、別に配付の下書用紙を使用すること。試験終了後、下書用紙は持ち帰ること。

以下の論題について、1200字程度で解答してください。

## 論題

令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（以下、問題行動等調査）において、令和5年度の国立、公立、私立の小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数が732,568件（資料1）、うち重大事態の発生件数が1,306件（資料2）とそれぞれ過去最多となる等の結果が明らかになった。

### 資料1 いじめの認知件数の推移



|        | H25     | H26     | H27     | H28     | H29     | H30     | R1      | R2      | R3      | R4      | R5      |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 小学校    | 118,748 | 122,734 | 151,692 | 237,256 | 317,121 | 425,844 | 484,545 | 420,897 | 500,562 | 551,944 | 588,930 |
| 中学校    | 55,248  | 52,971  | 59,502  | 71,309  | 80,424  | 97,704  | 106,524 | 80,877  | 97,937  | 111,404 | 122,703 |
| 高等学校   | 11,039  | 11,404  | 12,664  | 12,874  | 14,789  | 17,709  | 18,352  | 13,126  | 14,157  | 15,568  | 17,611  |
| 特別支援学校 | 768     | 963     | 1,274   | 1,704   | 2,044   | 2,676   | 3,075   | 2,263   | 2,695   | 3,032   | 3,324   |
| 計      | 185,803 | 188,072 | 225,132 | 323,143 | 414,378 | 543,933 | 612,496 | 517,163 | 615,351 | 681,948 | 732,568 |

### 資料2 「重大事態」の発生学校数・発生件数の推移 ※

|                |     | 小学校 |     |     |     | 中学校 |     |     |     | 高等学校 |     |     |     | 特別支援学校 |    |    |    |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|--------|----|----|----|
|                |     | R2  | R3  | R4  | R5  | R2  | R3  | R4  | R5  | R2   | R3  | R4  | R5  | R2     | R3 | R4 | R5 |
| 「重大事態」が発生した学校数 | (校) | 189 | 285 | 363 | 506 | 222 | 255 | 337 | 444 | 76   | 102 | 141 | 227 | 4      | 3  | 3  | 8  |
| 「重大事態」の発生件数    | (件) | 196 | 314 | 390 | 548 | 230 | 276 | 374 | 491 | 84   | 112 | 156 | 259 | 4      | 3  | 3  | 8  |
| 第1号「重大事態」の発生件数 | (件) | 76  | 158 | 162 | 238 | 109 | 122 | 187 | 245 | 51   | 68  | 96  | 162 | 3      | 1  | 3  | 3  |
| 第2号「重大事態」の発生件数 | (件) | 143 | 191 | 279 | 391 | 155 | 175 | 247 | 320 | 47   | 61  | 91  | 148 | 2      | 2  | 0  | 5  |

また、文部科学省は、いじめの防止等の対策は、法に基づき、認知すべきものは適切に認知し、早期に対応しなければならない。その際、ICT端末も活用しつつ、児童生徒への定期的あるいは必要に応じたアンケート調査や教育相談等を実施する等により、早期発見・早期対応に努めることが重要であると述べている。

資料3 いじめの発見のきっかけ（構成比）

|                                            | 小学校<br>(%) | 中学校<br>(%) | 高等学校<br>(%) | 特別支援学校<br>(%) |
|--------------------------------------------|------------|------------|-------------|---------------|
| (A) 学校の教職員等が発見                             | 65.7       | 49.1       | 49.6        | 68.5          |
| (1) 学級担任が発見                                | 9.1        | 9.7        | 4.3         | 27.2          |
| (2) 学級担任以外の教職員が発見(養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く) | 1.5        | 7.3        | 3.4         | 5.8           |
| (3) 養護教諭が発見                                | 0.2        | 0.7        | 0.6         | 0.1           |
| (4) スクールカウンセラー等の相談員が発見                     | 0.1        | 0.3        | 0.4         | 0.2           |
| (5) アンケート調査など学校の取組により発見                    | 54.7       | 31.0       | 40.9        | 35.1          |
| (B) 学校の教職員以外からの情報により発見                     | 34.3       | 50.9       | 50.4        | 31.5          |
| (6) 本人からの訴え                                | 17.3       | 27.8       | 32.8        | 20.0          |
| (7) 当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え                    | 12.3       | 15.5       | 10.6        | 6.6           |
| (8) 児童生徒(本人を除く)からの情報                       | 3.3        | 5.5        | 4.7         | 2.9           |
| (9) 保護者(本人の保護者を除く)からの情報                    | 1.2        | 1.6        | 1.5         | 0.8           |
| (10) 地域の住民からの情報                            | 0.1        | 0.1        | 0.1         | 0.0           |
| (11) 学校以外の関係機関(相談機関等含む)からの情報               | 0.2        | 0.2        | 0.3         | 0.9           |
| (12) その他(匿名による投書など)                        | 0.0        | 0.1        | 0.3         | 0.3           |

そこで、これらの結果等を踏まえ、自校におけるいじめの未然防止、積極的な認知、早期発見・早期対応、継続的な見守り等の基本的な取組の着実な実施に当たり、現状と課題を具体的に二つ程度挙げるとともに、その課題の解決に向けて、あなたが取り組んできたこと、あるいは心掛けていることを自身の所属する校種を明らかにし、実践に触れながら述べよ。

(注) ここでいう「自校」とは、現任校もしくは直近の勤務校を指している。

また、「校種」とは、小学校、中学校、高等学校などを示している。

※ 第1号「重大事態」とは、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」。第2号「重大事態」とは、同第2号に規定する「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」。また、1件の「重大事態」が、第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。